

令和7年3月釜石市議会定例会  
議案等説明資料

釜 石 市



# 目 次

議案第2号	釜石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	1
議案第3号	釜石市債権管理条例	2
議案第4号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	3
議案第5号	釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第6号	釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第7号	釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第8号	釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第9号	釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第10号	釜石市手数料条例の一部を改正する条例	9
議案第11号	釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付条例の一部を改正する条例	10
議案第12号	釜石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
議案第13号	釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
議案第14号	釜石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第27号	釜石市新市庁舎建設(建築主体)工事の変更請負契約の締結に関する議決を求めることについて	14
議案第28号	釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の変更請負契約の締結に関する議決を求めることについて	15
議案第29号	釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の変更請負契約の締結に関する	

	し議決を求めることについて……………	16
議案第30号	釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求め ることについて……………	17
議案第31号	釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ いて……………	18
議案第32号	釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることに ついて……………	19
議案第33号	釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流セ ンター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者の指 定に関し議決を求めることについて……………	20
議案第34号	昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び 平田公園クラブハウスの指定管理者の指定に関し議決を求め ることについて……………	21
議案第35号	釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求め ることについて……………	22
議案第36号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第37号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第38号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第39号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第40号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第41号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第42号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第43号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第44号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第45号	釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて……………	24
議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	36
議案第47号	人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………	36

## 議案第2号

### 釜石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

#### 1 提案理由

本市が関係する行政手続等で法令により書面が必要とされるものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。)により、既にデジタル化が可能になっている。この条例は、デジタル手続法が適用されない条例等に基づく行政手続等について、書面等での手続に加え、デジタルにより手続を行うことができるよう条例上の整備を行うもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な制定内容

##### (1) 電子情報処理組織による申請等(第3条)

他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等を行うことができるよう定めるもの。

##### (2) 電子情報処理組織による処分通知等(第4条)

他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を行うことができるよう定めるもの。(処分通知等を受ける者が同意する場合に限る。)

##### (3) 電磁的記録による縦覧等(第5条)

他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができるよう定めるもの。

##### (4) 電磁的記録による作成等(第6条)

他の条例等により書面等により作成・保存することとしているものについて、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができるよう定めるもの。

##### (5) 適用除外(第7条)

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等について、(1)から(4)までの適用を除外する事項を定めるもの。

##### (6) 添付書面等の省略(第8条)

他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、市の機関等が添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しないよう定めるもの。

##### (7) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表(第9条)

行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、毎年度、インターネット等により公表するよう定めるもの。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第3号

### 釜石市債権管理条例

#### 1 提案理由

市の債権に関して全庁的な手続きの明確化・統一化を行うことで、徴収強化と債権放棄の両輪によって債権の適正管理を図るため、必要な事項を定めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な制定内容

##### (1) 定義(第2条)

市の債権を強制徴収債権又は非強制徴収債権に分類し、さらに非強制徴収債権を私債権とそれ以外のものに分類することを定義するもの。

##### (2) 督促・滞納処分・強制執行等(第6条、第7条、第8条)

市の債権を履行期限までに履行しない者があるときに督促を行い、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分、強制執行等を行うことを明文化するもの。

##### (3) 債権放棄事由・議会への報告義務(第9条)

非強制徴収債権について、債権の放棄を可能とする条件を次のとおり定めるとともに、債権を放棄したときは、議会に報告する義務を定めるもの。

- ・私債権について、債務者の時効の援用の意思を確認できないとき。
- ・債務者が死亡し、相続放棄等があった場合に、相続財産の価額が強制執行した場合の費用等の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ・破産等により、債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- ・強制執行等の措置をとっても、債務が履行されず、無資力状態のとき。
- ・徴収停止措置をとり、一定期間経過後も債務者が無資力状態のとき。
- ・債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難なとき。
- ・債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあるとき。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：税務課)

## 議案第4号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)が令和6年6月7日に公布されたことにより、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、引用する条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 改正する条例

- (1) 釜石市市税条例(昭和31年釜石市条例第1号)
- (2) 釜石市個人番号の利用等に関する条例(平成27年釜石市条例第43号)

### 3 主な改正内容

引用する条項番号の改正

### 4 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：税務課、総務課)

## 議案第5号

### 釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、釜石市一般職の職員の給料表の改定等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 給料表の改定

職務や職責をより重視した給与体系に見直す。

##### (2) 扶養手当の改定

令和8年度から配偶者に係る手当を廃止し、15歳から22歳までの子に係る手当の月額を、子1人につき「1万円」から「1万3,000円」に引き上げる。

ただし、経過措置として、各年度の手当の月額を次の表のとおりとする。

	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者に係る手当	6,500円	3,000円	廃止
15歳から22歳までの子に係る手当	1万円	1万1,500円	1万3,000円

##### (3) 通勤手当の支給限度額の引上げ

交通機関等の利用、交通用具の使用及び高速自動車国道等の利用に係る手当の支給限度額を「月5万円」から「月15万円」に引き上げる。

##### (4) 管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大

平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を「午前零時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する。

##### (5) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合の改定

半期毎の支給割合「0.7125月分」を「0.70月分」にする。

(年間「1.40月分」を支給するための調整)

##### (6) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定

半期毎の支給割合「1.10月分」を「1.05月分」にする。

(年間「2.10月分」を支給するための調整)

##### (7) 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合の改定

半期毎の支給割合「0.5125月分」を「0.50月分」にする。

(年間「1.00月分」を支給するための調整)

##### (8) その他所要の改正

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)



## 議案第6号

### 釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

釜石市特別職の職員の期末手当の支給割合を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

期末手当の支給割合の改定 半期毎の支給割合「1.75月分」を「1.725月分」にする。  
(年間「3.45月分」を支給するための調整)

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第7号

### 釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

釜石市議会議員の期末手当の支給割合を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

期末手当の支給割合の改定 半期毎の支給割合「1.75月分」を「1.725月分」にする。  
(年間「3.45月分」を支給するための調整)

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第8号

### 釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 期末手当の支給割合の改定 半期毎の支給割合「1.75月分」を「0.95月分」にする。
- (2) 勤勉手当の新設 令和7年度から新たに支給し、半期毎の支給割合を「0.875月分」にする。
- (3) 特定任期付職員業績手当の廃止 特定任期付職員のボーナス制度の見直しに伴い、現行の特定任期付職員業績手当(特に顕著な業績を挙げた職員に、その俸給月額に相当する額を支給するもの)を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する構成に改める。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第9号

### 釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

#### 1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

勤勉手当の支給割合の改定 半期毎の支給割合「1.10月分」を「1.05月分」にする。  
(年間「2.10月分」を支給するための調整)

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第10号

### 釜石市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)が令和4年6月17日に公布されたことにより、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)の一部が改正され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

##### (1) 建築物省エネ法の一部改正等に係る手数料の改定

原則として住宅を含む全ての建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準(建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなる。以下「建築物省エネ基準」という。)への適合が義務付けられることから、建築物等に係る手数料の区分及び金額を改定するとともに、所要の整備を行うもの。

- ・建築物省エネ基準適合判定手数料の新設
- ・建築物省エネ基準の評価方法の追加による手数料の新設
- ・建築物省エネ基準の従来認定制度の廃止に伴う認定申請手数料の廃止
- ・その他建築基準法及び建築物省エネ法の一部改正並びに国の技術的助言により、建築物等の区分が細区分されたことを踏まえた規定の見直し

##### (2) 盛土等に係る手数料の改定

令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)の経過措置期間が終了し、令和7年5月23日に盛土等の規制区域の指定及び運用が開始されることに伴い、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可の申請等に係る手数料の区分及び金額を改定するもの。

- ・開発許可申請に対する審査において新たに盛土規制法に基づく審査を伴うことによる手数料の改定
- ・盛土等の安全対策が行われているかどうかを確認するための中間検査を新たに実施することによる手数料の新設

##### (3) その他の改定

人件費の増加や物価の高騰を踏まえ、建築及び都市計画関連の審査等の手数料の金額について所要の整備を行うもの。

#### 3 施行期日

- 2(1)・2(3) 令和7年4月1日
- 2(2) 令和7年5月23日

(担当課：財政課)

## 議案第11号

### 釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

市内で不足している医療・福祉等従事者の確保を図るため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

令和7年3月31日までとしていた奨学資金貸付の申請期限を撤廃するもの。

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：地域福祉課)

## 議案第12号

### 釜石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和6年厚生労働省令第164号)が令和6年12月27日に公布されたことにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

「栄養士」の配置を求めている規定について、栄養士免許を有しない「管理栄養士」を配置した場合でも同要件を満たすことができることとするもの。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：高齢介護福祉課)

## 議案第13号

### 釜石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)が令和6年11月29日に公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

「栄養士」の配置を求めている規定について、栄養士免許を有しない「管理栄養士」を配置した場合でも同要件を満たすことができることとするもの。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：こども家庭課)



## 議案第14号

### 釜石市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第102号)が令和6年3月29日に公布され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

布設工事監督者や水道技術管理者の確保を図るため、資格要件を見直すもの。

##### (1) 布設工事監督者

- ・学歴及び学科要件に、土木工学科(土木科)以外の課程を追加する。
- ・実務経験年数のうち、少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数に、工業用水道、下水道、道路又は河川分野における実務経験を算入可能とする。
- ・資格要件に、「一級土木施工管理技士」を追加する。

##### (2) 水道技術管理者

- ・資格要件に、「技術士(上下水道部門)」及び「一級土木施工管理技士」を追加する。

#### 3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：水道事業所)

## 議案第27号

釜石市新市庁舎建設(建築主体)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

令和5年12月22日に締結した釜石市新市庁舎建設(建築主体)工事の請負契約について、杭工事の遅れによる工期延長及びインフレスライド条項への対応に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、変更前の工期は令和7年12月21日までであるが、令和8年3月31日まで延長しようとするものである。

### 2 工事名

釜石市新市庁舎建設(建築主体)工事

### 3 契約金額

変更前	4,499,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額 409,000,000円)
変更後	4,694,052,000円(うち消費税額及び地方消費税額 426,732,000円)
増額分	195,052,000円(うち消費税額及び地方消費税額 17,732,000円)

### 4 契約の相手方

戸田・山崎特定建設工事共同企業体

代表者 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号  
戸田建設 株式会社 東北支店

### 5 仮契約締結日

令和7年1月17日

### 6 備考

契約金額増額分の内訳

工期延長に伴う共通費及び杭長等の変更による工事費	増	102,709千円
インフレスライド条項に対応するための工事費	増	92,343千円

(担当課：新市庁舎建設推進室)

## 議案第28号

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

令和6年3月14日に締結した釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の請負契約について、杭工事の遅れによる工期延長及び電気設備の仕様変更に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、変更前の工期は令和7年12月21日までであるが、令和8年3月31日まで延長しようとするものである。

### 2 工事名

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事

### 3 契約金額

変更前	1,155,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額 105,000,000円)
変更後	1,156,619,200円(うち消費税額及び地方消費税額 105,147,200円)
増額分	1,619,200円(うち消費税額及び地方消費税額 147,200円)

### 4 契約の相手方

(株)ユアテック・(株)興和電設特定建設工事共同企業体  
代表者 岩手県釜石市松原町三丁目1番26号  
株式会社 ユアテック 釜石営業所

### 5 仮契約締結日

令和7年1月17日

### 6 備考

契約金額増額分の内訳

工期延長に伴う共通費	増	15,171千円
現地調査結果をふまえた接地工事の工法変更	増	15,823千円
受変電設備の仕様変更に伴う工事費	減	29,375千円

(担当課：新市庁舎建設推進室)

## 議案第29号

釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

令和6年3月14日に締結した釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の請負契約について、杭工事の遅れによる工期延長に伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、変更前の工期は令和7年12月21日までであるが、令和8年3月31日まで延長しようとするものである。

### 2 工事名

釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事

### 3 契約金額

変更前	839,656,400円(うち消費税額及び地方消費税額 76,332,400円)
変更後	847,478,500円(うち消費税額及び地方消費税額 77,043,500円)
増額分	7,822,100円(うち消費税額及び地方消費税額 711,100円)

### 4 契約の相手方

三浦設備(株)・(株)東北水道工事特定建設工事共同企業体  
代表者 岩手県釜石市大字平田第2地割64番地8  
三浦設備 株式会社

### 5 仮契約締結日

令和7年1月17日

### 6 備考

契約金額増額分の内訳  
工期延長に伴う共通費 増 7,822 千円

(担当課：新市庁舎建設推進室)

## 議案第30号

釜石市老人福祉センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市老人福祉センターの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市老人福祉センター
- (2) 団体の名称  
社会福祉法人 釜石市社会福祉協議会
- (3) 期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 指定の理由

上記団体が平成18年度から令和6年度まで指定管理者として良好な管理運営を実施しており、釜石市老人福祉センター指定管理者評価委員会においても適正な管理運営を実施していると評価されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：高齢介護福祉課)

## 議案第31号

### 釜石市児童館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市児童館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

##### (1) 公の施設の名称

釜石市鶉住居児童館

釜石市唐丹児童館

釜石市栗林児童館

釜石市上中島児童館

##### (2) 団体の名称

社会福祉法人 釜石市社会福祉協議会

##### (3) 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 指定の理由

上記団体が平成18年度から令和6年度まで指定管理者として良好な管理運営を実施しており、釜石市児童館指定管理者評価委員会においても適正な管理運営を実施していると評価されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：こども家庭課)

## 議案第32号

### 釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市民泊施設の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

- (1) 公の施設の名称  
釜石市民泊施設
- (2) 団体の名称  
株式会社 かまいしDMC
- (3) 期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 指定の理由

釜石市民泊施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

## 議案第33号

釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流センター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流センター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

#### (1) 公の施設の名称

釜石市球技場

釜石市民弓道場

多目的広場

釜石市民交流センター

釜石市営プール

釜石市民体育館

#### (2) 団体の名称

協立管理工業 株式会社

#### (3) 期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 指定の理由

釜石市体育施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：スポーツ推進課)



## 議案第34号

昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び平田公園クラブハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び平田公園クラブハウスの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

#### (1) 公の施設の名称

昭和園クラブハウス  
釜石市中妻体育館  
平田公園野球場  
平田公園クラブハウス

#### (2) 団体の名称

釜石市体育協会

#### (3) 期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 指定の理由

釜石市体育施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：スポーツ推進課)

## 議案第35号

### 釜石市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市固定資産評価審査委員会委員を選任しようとするもので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 選任の同意を求める者(令和7年2月25日現在)

氏名 小井土 祥子 (57歳)

略歴 23ページ参照

#### 3 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年)

#### 4 備考

当該委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため設置するもので、市民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの。

(担当課：総務課)

小井土 祥子 さんの 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
平成 3年 1月	行政書士試験合格
平成 3年 3月	成城大学経済学部 卒業
平成 3年 7月	司法書士田代季男事務所 入所
平成 3年 9月	行政書士事務所開設
平成 3年12月	宅地建物取引主任者資格試験合格
平成12年11月	司法書士試験合格
平成12年12月	司法書士田代季男と合同事務所開設
	岩手県行政書士会釜石支部副支部長
平成19年 5月	岩手県司法書士会遠野支部理事
平成22年 4月	釜石市固定資産評価審査委員会委員(現在に至る)
平成23年 4月	岩手県司法書士会沿岸支部理事(現在に至る)
平成27年 5月	岩手県司法書士会沿岸支部支部長
平成28年 4月	釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会委員 (現在に至る)
平成29年 1月	釜石市空家等対策推進協議会委員(現在に至る)
平成29年 6月	岩手県司法書士会理事(現在に至る)
平成30年 4月	釜石簡易裁判所民事調停委員(現在に至る)
令和 3年 4月	民事信託士登録
令和 4年 1月	釜石簡易裁判所司法委員(現在に至る)

## 議案第36号～議案第45号

### 釜石市農業委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

#### 1 提案理由

釜石市農業委員会委員を選任しようとするもので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

#### 2 選任の同意を求める者(令和7年2月25日現在)

議案第36号	氏名	小笠原 成 幸	(74歳)
	略 歴	26ページ参照	
議案第37号	氏名	小笠原 房 子	(75歳)
	略 歴	27ページ参照	
議案第38号	氏名	柏 木 幹 彦	(56歳)【新任】
	略 歴	28ページ参照	
議案第39号	氏名	鹿 沼 久 悦	(67歳)
	略 歴	29ページ参照	
議案第40号	氏名	佐々木 か よ	(73歳)
	略 歴	30ページ参照	
議案第41号	氏名	佐々木 耕太郎	(77歳)
	略 歴	31ページ参照	
議案第42号	氏名	佐々木 智 勇	(66歳)
	略 歴	32ページ参照	
議案第43号	氏名	鈴 木 賢 一	(79歳)
	略 歴	33ページ参照	
議案第44号	氏名	二本松 誠	(61歳)
	略 歴	34ページ参照	
議案第45号	氏名	官 田 キナエ	(76歳)
	略 歴	35ページ参照	

#### 3 任 期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年)

#### 4 備 考

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者の中から、議会の同意を得て選任しようとするもの。

(担当課：総務課)

小笠原成幸さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和44年 3月	岩手県立釜石工業高等学校 卒業
昭和44年 4月	釜石市役所 入庁
昭和51年 4月	就農(現在に至る)
平成23年 3月	釜石市役所 退職
平成24年 4月	岩手県沿岸広域振興局 入庁
平成25年 3月	岩手県沿岸広域振興局 退職
平成25年 4月	株式会社山長建設 入社
令和 3年 4月	株式会社山長建設 退職
令和 4年 4月	農業委員(現在に至る)

小笠原 房子 さん の 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和43年 3月	岩手県立釜石北高等学校 卒業
昭和47年 4月	盛岡准看護学院 入学
昭和50年 3月	盛岡准看護学院 卒業
昭和51年 5月	就農(現在に至る)
平成28年 4月	農業委員(現在に至る)

柏木幹彦さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和62年 3月	岩手県立遠野農業高等学校 卒業
昭和62年 4月	岩手県立農業短期大学校 入学
平成元年 3月	岩手県立農業短期大学校 卒業
平成元年 4月	就農(現在に至る)



鹿 沼 久 悦 さ ん の 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和51年 3月	岩手県立釜石北高等学校 卒業
昭和51年 4月	就農(現在に至る)
平成19年 2月	農業委員(現在に至る)

佐々木 かよさんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和42年 3月	釜石市立鶉住居中学校 卒業
昭和42年 4月	間山皮膚科医院 就職
昭和47年12月	間山皮膚科医院 退職
昭和48年 4月	釜石市立橋野小学校青ノ木分校 就職
昭和51年 3月	釜石市立橋野小学校青ノ木分校 退職
昭和51年 4月	就農(現在に至る)
平成16年 2月	農業委員(至 平成22年2月)
平成28年 4月	農業委員(現在に至る)

佐々木 耕太郎 さんの 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和41年 3月	岩手県立大船渡農業高等学校 卒業
昭和41年 4月	岩手県立農業短期大学校 入学
昭和43年 3月	岩手県立農業短期大学校 卒業
昭和43年 4月	釜石市農業協同組合 入組
平成17年 3月	遠野地方農業協同組合 退職
平成17年 4月	就農(現在に至る)
平成18年 4月	釜石市社会福祉協議会 就職
平成22年 3月	釜石市社会福祉協議会 退職
平成23年 6月	農業委員(至 平成28年2月)
平成28年 4月	農地利用最適化推進委員(至 令和4年3月)
令和 4年 4月	農業委員(現在に至る)

佐々木 智 勇 さ ん の 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和51年 3月	岩手県立釜石北高等学校 卒業
昭和51年 4月	学校法人菅原学園仙台経理専門学校 入学
昭和52年 3月	学校法人菅原学園仙台経理専門学校 卒業
昭和52年 4月	田村薬品株式会社 入社
平成 5年 3月	田村薬品株式会社 退職
平成 5年 4月	社団法人釜石医師会 就職
平成16年12月	社団法人釜石医師会 退職
平成17年 1月	就農(現在に至る)
平成28年 4月	農業委員(現在に至る)

鈴木賢一さんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和35年 3月	釜石市立唐丹中学校 卒業
昭和35年 4月	就農(現在に至る)
昭和60年 4月	株式会社佐藤組 入社
平成21年 3月	株式会社佐藤組 退職
平成22年 2月	農業委員(現在に至る)

二本松 誠 さんの 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和56年 3月	岩手県立釜石北高等学校 卒業
昭和56年 4月	学校法人菅原学園仙台経理専門学校 入学
昭和58年 3月	学校法人菅原学園仙台経理専門学校 卒業
昭和58年 4月	就農(現在に至る)
平成19年 2月	農業委員(現在に至る)

宮田キナエさんの略歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和42年 3月	岩手県立遠野高等学校 卒業
昭和49年 5月	有限会社新菱和産業 入社
平成 9年 1月	有限会社新菱和運送取締役
平成23年 4月	有限会社新菱和運送代表取締役(現在に至る)
	釜石商工会議所1号議員(現在に至る)
平成31年 4月	農業委員(現在に至る)

## 議案第46号・議案第47号

### 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

#### 1 提案理由

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとするもので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

#### 2 候補者として推薦しようとする者(令和7年2月25日現在)

議案第46号 氏名 佐々木 八重子 (67歳)  
略歴 37ページ参照

議案第47号 氏名 佐久間 良子 (69歳)  
略歴 38ページ参照

#### 3 任期

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで(3年)

#### 4 備考

市議会の議員の選挙権を有する住民で、次の条件を有する者の中から、議会の意見を聞いて法務大臣に対し候補者を推薦しようとするもの。

推薦の条件	人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員
候補者の年齢制限	新任の候補者:68歳以下 再任の候補者:75歳未満

(担当課:生活環境課)



佐々木 八重子 さんの 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和50年 3月	岩手県立釜石南高等学校 卒業
昭和50年 4月	釜石信用金庫 入庫
平成元年 3月	釜石信用金庫 退職
平成元年 4月	有限会社ワイズコーポレーション 入社
平成 7年12月	民生委員・児童委員(現在に至る)
平成25年 4月	人権擁護委員(現在に至る)
令和 3年 9月	有限会社ワイズコーポレーション 退職
令和 3年10月	自営業(現在に至る)

佐久間 良子 さんの 略 歴

現住所 釜石市\*\*\*\*

生年月日 昭和\*年\*月\*日

年 月	記 事
昭和49年 3月	岩手県立釜石商業高等学校 卒業
昭和52年 4月	ヤマハ講師養成アカデミー盛岡 修了
昭和52年 5月	一般財団法人ヤマハ音楽振興会音楽教室 講師 (至 令和元年4月)
平成28年 3月	更生保護女性の会会員(現在に至る)
平成28年 7月	釜石市新市庁舎建設検討委員(至 令和5年3月)
平成30年 2月	唐丹町漁業協同組合女性部本郷支部会長(現在に至る)
令和元年 7月	人権擁護委員(現在に至る)
令和 4年10月	唐丹小学校 地域コーディネーター(現在に至る)
令和 5年 2月	岩手県野球協会理事(現在に至る)
令和 5年 2月	釜石市野球協会副会長(現在に至る)